

事業者は作業環境測定結果の評価結果に基づき管理区分ごとにそれぞれ措置を講じてください。

騒音防止対策は大きく分けて①音源対策、②伝搬経路に対する対策、③作業側側の対策の3つがあります。管理区分ごとにこれらの対策を単独に、あるいは組み合わせて最も効果的な措置を講じてください。

なお、代表的な騒音対策については、9ページを参照してください。

### 管理区分Ⅰ

- 作業環境の継続的維持に努めること。

### 管理区分Ⅱ

- 場所を標識により明示すること。
- 作業方法の改善等により管理区分Ⅰとなるよう努めること。
- 必要に応じ保護具を使用すること。

### 管理区分Ⅲ

- 場所を標識により明示し、及び保護具使用の掲示を行うこと。
- 作業方法の改善等により管理区分Ⅰ又は管理区分Ⅱとなるようにすること。
- 保護具を使用すること。

## ▶保護具

### 耳栓



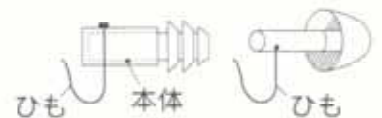
グラスウールA

グラスウールは使用の都度適量をちぎり、丸めて使用します。



ウレタンフォーム

ウレタンフォームは細い棒状にして外耳道に挿入し膨らむのを待ちます。



形が決まっている耳栓

ゴム、軟質プラスチック等の弾力性のある素材でだれの耳にもよく合うように作られています。

### 耳覆い



イヤーマフ（耳覆い）

イヤーマフ（耳覆い）は音を遮るために耳の周りを覆うもので軟らかいクッションがついています。クッションに発泡材が入ったタイプと液体が入ったタイプがあります。

屋外の作業場についても等価騒音レベルの測定を行ってください。

ガイドラインでは屋外作業場においても測定を行うことになっています。

測定はB測定のみを、施設、設備、作業工程、作業方法などを変更した場合に、そのつど実施してください。

音源に近い場所で作業が行われている時間のうち、騒音レベルが最も大きくなると思われる時間に、等価騒音レベルの測定をしてください。

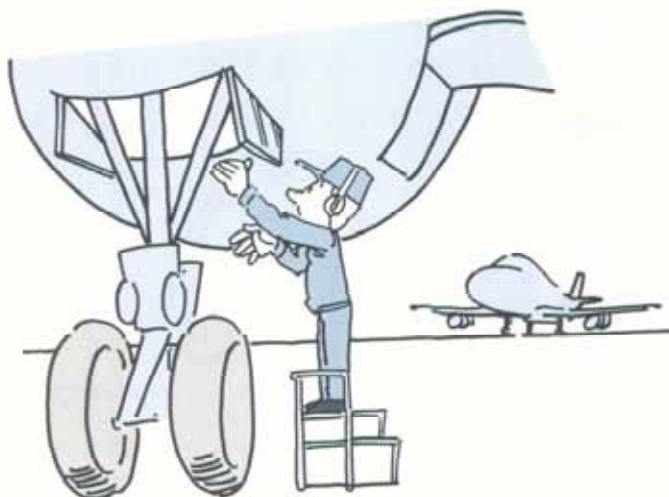


チェーンソーを用いた伐採作業

測定結果が

- ①85dB(A)以上の場合には必要に応じ防音保護具を使用する。
- ②90dB(A)以上の場合には防音保護具を使用する。

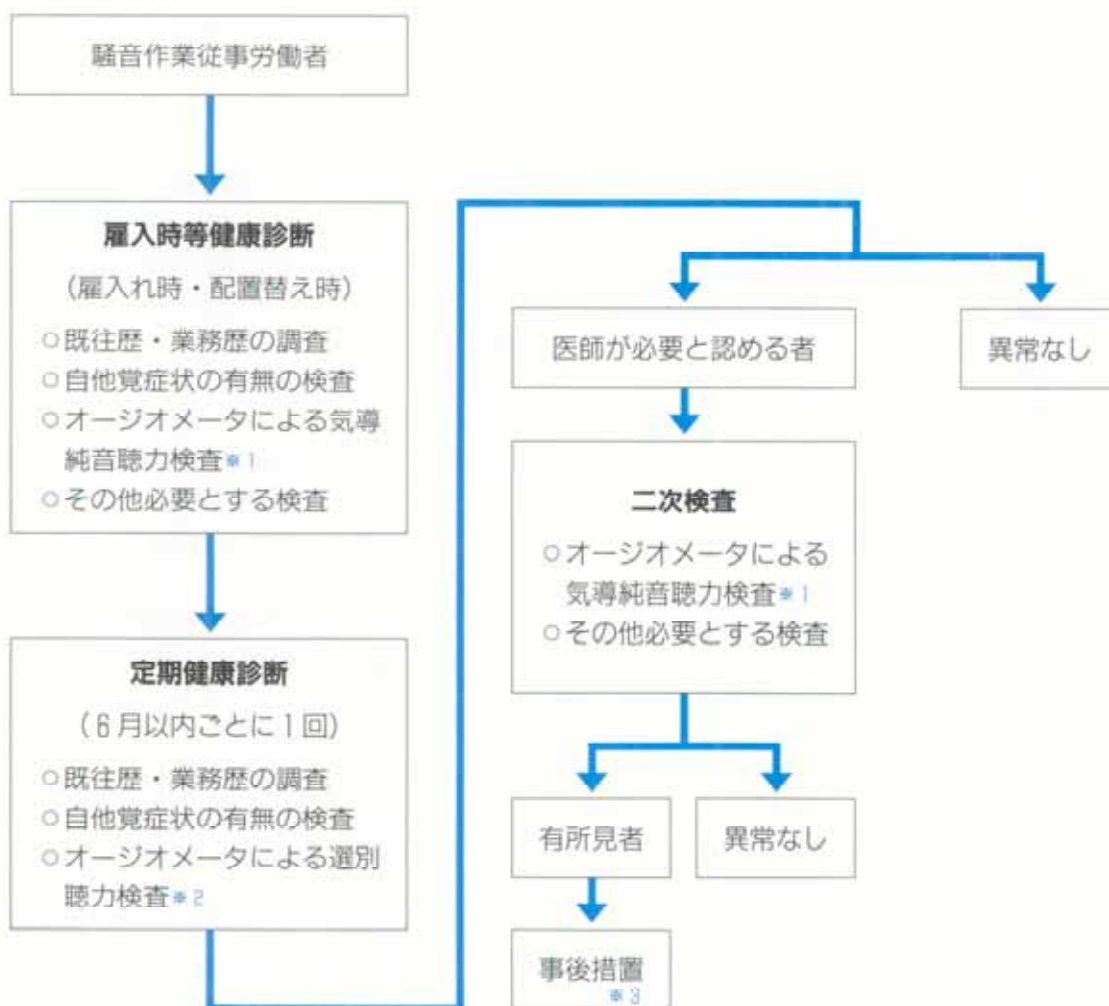
などの対策を行ってください。



空港の駐機場所での作業

騒音作業に常時従事する作業者に対し、健康診断を行ってください。

### 健康管理の体系



- \* 1 250、500、1000、2000、4000、8000Hzにおける聴力検査
- \* 2 1000、4000Hzにおける聴力検査
- \* 3 健康診断結果に基づく事後措置として防音保護具使用の励行や騒音作業に従事する時間の短縮などを行ってください。

健康診断の結果は記録し5年間保存してください。また定期健康診断については、実施後遅滞なく結果を所轄労働基準監督署長に報告してください。

常時騒音作業に従事する労働者に対し労働衛生教育を実施してください。

労働衛生教育は表に示す科目について実施し、労働者に騒音に対する知識や理解を深めてください。

#### 騒音作業従事労働者労働衛生教育

科 目	範 囲	時間
1 騒音の人体におよぼす影響	(1) 影響の種類 (2) 聴力障害	60分
2 適正な作業環境の確保と維持管理	(1) 騒音の測定と作業環境の評価 (2) 騒音発生源対策 (3) 騒音伝ば経路対策	50分
3 防音保護具の使用の方法	(1) 防音保護具の種類および性能 (2) 防音保護具の使用法および管理	30分
4 改善事例および関係法令	(1) 改善事例 (2) 騒音作業に係る労働衛生関係法令	40分

(計3時間)

なお講師については、騒音についての最新の知識、教育技法の知識及び経験を有する者としてください。

